

令和8年1月16日

雄武町委託型地域おこし協力隊 受入Q & A

1 協力隊の受入について

Q1-1	協力隊の受入に条件はあるか。
Q1-2	協力隊の要件はあるのか。
Q1-3	1事業者あたり、協力隊を何人受け入れができるのか。
Q1-4	協力隊の待遇はどのようなものか。
Q1-5	協力隊の任期が終了した後はどのような待遇となるのか。
Q1-6	町の審査を通過する前に協力隊候補者を探してよいか。

2 対象経費について

Q2-1	どのような経費が対象になるのか。
Q2-2	残業代は対象か。
Q2-3	活動助成費で購入したものは誰の所有物か。
Q2-4	自社での研修は対象になるのか。
Q2-5	協力隊が関わる受入事業所の営業経費は対象になるのか。
Q2-6	活動必要経費の請求には何が必要か。
Q2-7	活動必要経費の支払いが委託契約期間後となる場合は、見積もりや金額のわかるもので対応可能か。
Q2-8	商品開発にかかる経費として活用できるのか。
Q2-9	キッチンカーなどの出店販売にかかる経費は活動必要経費となるか。
Q2-10	研修にかかる旅費は活動必要経費となるか。

3 協力隊の活動について

Q3-1	受入事業所での就業以外の地域活動は、どのように考えればよいか。
Q3-2	協力隊の活動中にけがをした場合はどのように対応すればよいか。
Q3-3	相談事がある場合、どこに話せばよいか。
Q3-4	協力隊の希望により雇用される受入事業所を変更することは可能か。

1 協力隊の受入について

Q1－1：協力隊の受入に条件はあるか。

A1－1：次のいずれにも該当する必要があります。

- ① 雄武町内に事務所・事業所を置く法人（株式会社・合同会社・合名合資会社・NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等）及び雄武町内に住所を置く個人事業主であること。
- ② 自社で新たな取組、挑戦を行うこと。
- ③ 隊員が任期中及び任期終了後も希望すれば、町内で居住、働き続けられる責任を持つこと。
- ④ 協力隊の活動内容、研修内容に関して責任を持つ担当者を配置し、その担当者は役場からの問い合わせに迅速に対応すること。

Q1－2：協力隊の要件はあるのか。

A1－2：総務省制定の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくものとします。

Q1－3：1事業者あたり、協力隊を何人受け入れができるのか。

A1－3：1人まで受け入れることが可能です。

Q1－4：協力隊の待遇はどのようなものか。

A1－4：協力隊は受入事業所と雇用契約を結び、雄武町内に在住したうえで、受入事業所の事業活動に従事します。雇用契約や委任契約の内容については、協力隊と受入事業所との間でご確認ください。

事業活動への従事は雇用契約及び労働基準法又は委任契約に沿うものとし、協力隊が地域イベント等のボランティア活動への参加、副業、休暇の取得等をする場合には受入事業所の許可を得てください。受入事業所は事業活動において協力隊と十分な協議ができる環境づくりを心がけてください。

Q1－5：協力隊の任期が終了した後はどのような待遇となるのか。

A1－5：そのまま受入事業所で雇用されるほか、ご自身で起業する等が考えられますが、協力隊と受入事業所の合意のうえで決めることとなります。

Q1－6：町の審査を通過する前に協力隊候補者を探してよいか。

A1－6：募集することはできません。

2 対象経費について

Q2-1：どのような経費が対象になるのか。

A2-1：受入事業所に雇用される場合、事業者が負担する基本給、家賃補助、車両費、協力隊の活動に有効な研修費及び備品・消耗品費を対象とします。

なお、金額に上限があります。

詳しくは、雄武町総合政策課地域経営係に相談ください。

Q2-2：残業代は対象か。

A2-2：対象とはなりません。受入事業所が協力隊に支払う基本給の実負担額（上限額あり）が対象です。

Q2-3：活動助成費で購入したものは誰の所有物か。

A2-3：協力隊の所有物となります。なお、最低でも任期満了まで所有し続ける必要があります。

Q2-4：自社での研修は対象となるのか。

A2-4：対象とはなりません。社外の研修で、協力隊の活動（申請時の内容）のスキルアップにつながるものが対象となります。

Q2-5：協力隊が関わる受入事業所の営業経費は対象になるのか。

A2-5：対象とはなりません。営業経費は受入事業所が負担し事業活動を行ってください。

Q2-6：活動必要経費の請求には何が必要か。

A2-6：領収書等の支払いがわかる書類の写しを活動必要経費報告書へ添付し、翌月10日までに報告してください。請求書等の宛名は協力隊員名又は受入事業所名となっている必要がありますが、Q2-5に留意すること。

Q2-7：活動必要経費の支払いが委託契約期間後となる場合は、見積もりや金額のわかるもので対応可能か。

A2-7：委託契約期間内での支払いとなっていなければ対象となりません。見積書などの支払った日や金額が確定していないものは対象となります。

Q2-8：商品開発にかかる経費として活用できるのか。

A2-8：受入事業所の新たな取組が商品開発となっていれば、試作経費は対象となります。ただし、商品として販売する経費については営業経費として受入事業所が負担

してください。

Q2-9：キッチンカーなどの出店販売にかかる経費は活動必要経費となるか。

A2-9：出店販売は営業経費として受入事業所が負担してください。

Q2-10：研修にかかる旅費は活動必要経費となるか。

A2-10：受入事業所の新たな取組に関する研修であれば対象となります。

3 協力隊の活動について

Q3-1：受入事業所での就業以外の地域協力活動は。どのように考えればよいか。

A3-1：協力隊の活動として、就業以外に、毎月の受入事業所における活動の報告及び町、その他の団体が主催する協力隊対象の研修事業への参加があります。

地域協力活動は、まちの課題解決や次の(1)から(8)までに規定する様々な分野において、協力隊のスキルを活かして行う町内での活動です。就業に影響する副業や地域協力活動については、受入事業所と相談のうえ実施することとなります。

- (1) 農林水産業の振興に関する活動
- (2) 商工観光業の振興に関する活動
- (3) 移住及び定住の促進に関する活動
- (4) 地域資源の発掘及び地域振興に関する活動
- (5) 地域の情報発信に関する活動
- (6) 地域住民の生活支援に関する活動
- (7) 地域行事への参加及び活性化に関する活動
- (8) その他町長が必要と認める地域おこし活動

Q3-2：協力隊の活動中にけがをした場合はどのように対応すればよいか。

A3-2：受入事業所による労災保険を活用してください。

Q3-3：相談事がある場合、どこに話せばよいか。

A3-3：協力隊、受入事業所ともに、雄武町総合政策課地域経営係にお気軽にご相談ください。

Q3-4：協力隊の希望により雇用される受入事業所を変更することは可能か。

A3-4：変更することはできません。協力隊を退任し、本制度を活用せずに事業主と新たに雇用契約等を締結してください。